

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

平成二十八年三月十八日

条例第二十一号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 保存建築物の登録等（第三条—第六条）
- 第三章 保存建築物等に関する制限
 - 第一節 現状変更の規制（第七条・第八条）
 - 第二節 保存のための措置（第九条—第十四条）
- 第四章 雑則（第十五条—第十九条）
- 第五章 罰則（第二十条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歴史的価値を有する建築物の保存及び活用のための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物を良好な状態で将来の世代に継承し、もって本市固有の歴史的景観の保全及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 対象建築物 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十八条第一項に規定する登録有形文化財
 - ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項に規定する景観重要建造物
 - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物
- 二 川越市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成年条例第十九号）第三条第二項第二号に規定する伝統的建造物
- ホ その他市長が前条の目的に適合するものとして指定するもの
- 二 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。
- 三 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいう。
- 四 保存建築物 対象建築物のうち、第四条第一項の規定による登録を受けたものをいう。

五 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（次項第二項に規定する保存活用計画において、当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）をいう。

第二章 保存建築物の登録等

（所有者による登録の申請）

第三条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第三条第一項第三号の規定による指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

2 対象建築物の所有者は、前項の規定による申請をしようとする場合においては、次に掲げる事項を定めた当該対象建築物の保存及び活用に係る計画（以下「保存活用計画」という。）を記載した書面を市長に提出しなければならない。この場合において、対象建築物の所有者は、当該保存活用計画を策定するに当たっては、市長が定める指針に従わなければならない。

一 当該対象建築物の名称及び概要

二 当該対象建築物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。以下この章において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者氏名並びに主たる事務所の所在地）

三 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等に係る工事の内容

四 当該対象建築物の構造、防火、避難その他の安全性に関する事項

五 当該対象建築物の管理に関する事項

六 その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項

3 対象建築物の所有者は、第一項の規定による申請をしようとする場合において、その者以外に当該対象建築物が存する敷地（保存活用計画において、当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地）について所有権又は借地権を有する者がいるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

（対象建築物の登録等）

第四条 市長は、前条第一項の規定による申請を受けた場合において、当該保存対象建築物の保存及び活用を図る必要があり、かつ、当該対象建築物の保存活用計画について用途上、構造上、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物を保存建築物登録原簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該対象建築物の所有者に通知するものとする。

3 第一項の規定による登録を受けた保存建築物の所有者は、当該保存建築物に係る保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

4 市長は、第一項の規定による登録をしたときは、その旨を公告するとともに、規

則で定めるところにより、一般の縦覧に供するものとする。

- 5 第一項の規定による登録は、前項の規定による公告によりその効力を生じる。
- 6 市長は、第四項の規定による公告をしたときは、当該保存建築物に係る三条第一項第三号の規定による指定を行なうための必要な手続きをとるものとする。

(登録事項の変更)

第五条 保存建築物の所有者は、保存活用計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長に対し、登録事項の変更（以下この条及び第十七条において「変更登録」という。）を申請しなければならない。

- 2 第三条第三項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第三条第三項中「第一項の規定による」とあるのは「変更登録の」とする。
- 3 市長は、第一項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について用途上、構造上、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更登録をすることができる。
- 4 前条第二項、四項及び第五項の規定は、変更登録について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による登録」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「第一項の規定による登録」とあるのは「変更登録」とする。

(登録の抹消)

第六条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく、当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

- 一 法第三条第一項第一号又は第二号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
 - 二 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別の理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。
 - 3 市長は、前二項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、その旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消を受けた保存建築物の所有者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第一項又は第二項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、遅滞なく、当該保存建築物に係る法第三条第一項第三号の規定による指定を解除するために必要な手続きをとらなければならない。

第3章 保存建築物等に関する制限

第1節 現状変更の規制

(許可申請)

第七条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 市長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の許可は、法第六条一項若しくは法第六条の二第一項（これらの規定を法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。
- 5 第一項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

（完了検査）

第八条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から四日以内に市長に到達するようにしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に市長に到達するようにしなければならない。
- 4 市長は、第一項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から七日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が当該許可の内容に適合していることを認めたときは、その旨を第一項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第二節 保存のための措置

（所有者の管理義務等）

第九条 保存建築物の所有者は、当該保存建築物を適切に管理しなければならない。

- 2 保存建築物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下この節において「保存管理責任者」という。）を選任することができる。
- 4 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、同様とする。
- 5 第一項の規定は、保存管理責任者について準用する。
- 6 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(記録の作成及び保存)

第十条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、定期的に当該保存建築物の維持管理の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告等の徴収)

第十一条 市長は、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者、管理者、占有者若しくは保存管理責任者又は建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、当該保存建築物の現状若しくは管理又は第七条一項の許可に係る工事の計画若しくは施工の状況に関して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第十二条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の管理に関する必要な助言を行うことができる。

2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(監督処分)

第十三条 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反した保存建築物又は保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物（以下この条及び第十八条において「保存建築物等」と総称する。）の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替え、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて川越市行政手続条例（平成九年条例第三号）第十三条第一項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

(権利義務の承継)

第十四条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による当該所有者でなくなった者の権利及び義務を承継する。

第四章 雑則

(建築物の設計及び工事監理)

第十五条 第七条第一項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）又は第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 第七条第一項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第二条第七項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下この項において同じ。）の構造設計（同法第二条第七項に規定する構造設計をいう。以下この項において同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 第七条第一項の許可を受けた保存建築物の建築主は、第一項の工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(工事現場における許可の表示等)

第十六条 第七条第一項の許可を受けた保存建築物に係る工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該保存建築物等の建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の許可があった旨を表示しなければならない。

2 第七条第一項の許可に係る工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(消防長の意見の聴取)

第十七条 市長は、第四条第一項の規定による登録、第五条第三項の変更登録又は第七条第一項の許可をしようとする場合においては、消防長に意見を聴くことができる。

(立入調査等)

第十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地又は保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あら

かじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第二十条 第十三条第一項又は第二項前段の規定による市長の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けないで、保存対象敷地内において増築等をし、又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をした者

二 第七条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者

三 第八条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

四 第十一条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第十二条第三項又は第十三条第二項後段の規定による市長の命令に違反した者

第二十二条 第十八条第一項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(平成二十八年条例第二十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存建築物の登録の申請等)

第二条 条例第三条第一項の規定により保存建築物の登録を申請しようとする者は、対象建築物の名称及び敷地(保存活用計画において、当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地。第一号を除き、以下同じ。)の位置を記載した登録申請書(様式第一号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

一 当該申請の日現在の状況(次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる状況)を表示した別表第二(1)の項及び(2)の項に掲げる図書

イ 対象建築物が既に解体されている場合 当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況

ロ 保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合(イの場合を除く。) 当該申請の日現在の対象建築物の在する敷地及び対象建築物の状況

二 当該建築物が対象建築物であることを証する書面

三 条例第三条第三項の同意を得たことを証する書面

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 条例第四条第二項の規定による通知は、登録通知書(様式第二号)に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4 市長は、第一項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第四条第一項の規定による登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(保存活用計画書の提出)

第三条 条例第三条第二項の規定による書面の提出は、保存活用計画書(様式第三号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

一 別表第一(2)の項から(4)の項までに掲げる図書

二 保存活用計画概要書(様式第四号)

三 その他市長が必要と認める図書

(保存活用計画概要書の縦覧)

第四条 条例第四条第四項(条例第五条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による縦覧に供する図書は、保存活用計画概要書とする。

2 保存活用計画概要書の縦覧場所は、都市計画部都市景観課とする。

(変更登録の申請等)

第五条 条例第五条第一項の規定により変更登録を申請しようとする者は、変更登録申請書(様式第五号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

一 変更後の保存活用計画書

二 別表第一に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)

三 条例第五条第二項において読み替えて準用する条例第三条第三項の同意を得たことを証する書面

四 変更後の保存活用計画概要書

五 その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 条例第五条第四項において読み替えて準用する条例第四条第二項の規定による通知は、登録通知書に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4 市長は、第一項に規定する申請書の提出があった場合において、当該申請に係る保存建築物について条例第五条第三項の規定による変更登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更登録を要しない軽微な変更)

第六条 条例第五条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 保存建築物の名称の変更

二 保存建築物の所有者の変更

- 三 保存建築物の所有者の氏名又は住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更
- 四 設計者の変更
- 五 保存対象敷地の境界線の変更を伴わない保存対象敷地の地名及び地番の変更
- 六 その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更

(登録抹消の通知)

第七条 [条例第六条第三項](#)の規定による通知は、書面により行うものとする。

(現状変更の許可の申請等)

第八条 [条例第七条第一項](#)の許可を受けようとする者は、現状変更許可申請書([様式第六号](#))の正本及び副本に、それぞれ[別表第一](#)に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、[同項](#)の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、[条例第七条第一項](#)の許可をしたときは、許可通知書([様式第七号](#))に現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、[条例第七条第一項](#)の許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に現状変更許可申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(許可を要しない行為)

第九条 [条例第七条第一項ただし書](#)の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物(以下[この項](#)において「敷地内建築物」という。)の高さが減少する場合における建築物の高さの変更

二 敷地内建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更

三 敷地内建築物の建築面積又は延べ面積が減少する場合における建築面積又は延べ面積の変更

四 敷地内建築物の建築材料の変更(建築材料の性能の低下を伴わないものに限る。)

五 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

六 その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為

(申請の取下げ)

第十条 [条例第三条第一項](#)若しくは[第五条第一項](#)の規定による申請又は[第七条第一項](#)の許可の申請をした者が、それぞれ登録通知書又は許可通知書の交付を受ける前に申請を取り下げようとするときは、登録等申請取下書([様式第八号](#))の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

(完了検査申請書及び計画適合通知書)

第十一条 [条例第八条第一項](#)の規定による検査の申請は、完了検査申請書([様式第九号](#))により行うものとする。

2 [条例第八条第五項](#)の規定による通知は、計画適合通知書([様式第十号](#))により行うものとする。

(申請できないやむを得ない理由)

第十二条 [条例第八条第二項ただし書](#)の規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

(所有者変更届)

第十三条 [条例第九条第二項](#)の規定による届出は、所有者変更届([様式第十一号](#))により行うものとする。

2 [前項](#)の所有者変更届には、保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添付しなければならない。

(保存管理責任者選任等届)

第十四条 [条例第九条第四項](#)の規定による届出は、保存管理責任者選任・解任・変更届([様式第十二号](#))により行うものとする。

(氏名等変更届)

第十五条 [条例第九条第六項](#)の規定による届出は、氏名(名称)・住所変更届([様式第十三号](#))により行うものとする。

(記録の作成及び保存)

第十六条 [条例第十条](#)の規定による保存建築物の維持管理の状況に関する記録は、維持管理記録簿([様式第十四号](#))及び[別表第二](#)に掲げる図書を作成し、保存するものとする。

(工事監理者の選定等)

第十七条 [条例第七条第一項](#)の許可を受けた保存建築物の建築主は、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事監理者・工事施工者選定届([様式第十五号](#))により市長に届け出なければならない。

2 [条例第七条第一項](#)の許可を受けた保存建築物の建築主は、建築主、工事監理者又は工事施工者に変更があったときは、速やかに建築主等変更届([様式第十六号](#))を市長に提出しなければならない。

(工事現場における許可の表示の方法)

第十八条 [条例第十六条第一項](#)の規定による表示は、[様式第十七号](#)によるものとする。

(身分証明書)

第十九条 [条例第十八条第二項](#)の身分を示す証明書は、身分証明書([様式第十八号](#))によるものとする。

附 則

[この規則](#)は、平成二十八年十月一日から施行する。

別表第1(第2条、第3条、第5条、第8条関係)

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路、目標となる地物及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第3項に規定する地域地区の境界線
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概略
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置(工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに付属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。)
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分(接合部を含む。)、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分(接合部を含む。)に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部、並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
		構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部で生じる火災に対する安全性の評価結果
建築物の外部で生じる火災に対する安全性の評価結果		
建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果		
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期

維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
	建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

備考

- 1 付近見取図にあつては、縮尺が2,500分の1以上であるものとする。
- 2 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きい等の理由により、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別表第2(第16条関係)

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取り及び建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井(天井がない場合にあつては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

備考 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きい等の理由により、適切に表示することができないときは、この限りでない。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

様式第1号(第2条関係)

登録申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第3条第1項の規定により、次の建築物を保存建築物として登録することを申請します。

対象建築物の名称		
対象建築物の種別	<input type="checkbox"/> 登録有形文化財	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物
	<input type="checkbox"/> 歴史的風致形成建造物	<input type="checkbox"/> 伝統的建造物
	<input type="checkbox"/> その他()	
敷地の位置	川越市	
※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※登録番号欄
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 申請者(対象建築物の所有者)が2名以上のときは、代表となる申請者について記入し、同一様式に他の申請者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 4 代理者によって申請を行う場合は、委任状を添えてください。

様式第2号(第2条、第5条関係)

様式第2号(第2条、第5条関係)

登録通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



登録申請書

下記による

及び添付図書に記載の計画について、川越市歴史的

変更登録申請書

第4条第1項の規定による登録

建築物の保存及び活用に関する条例

をしたので、同

第5条第3項の変更登録

条例第4条第2項の規定(第5条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)により、通知します。

記

保存建築物の名称	
敷地の位置	川越市
登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請年月日	年 月 日
建築物又はその部分の概要	

注 この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号(第3条、第5条関係)

様式第3号(第3条、第5条関係)

保存活用計画書
(第1面)

年 月 日作成

対象建築物の名称					
対象建築物の種別					
対象建築物の所有者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		電話番号			
敷地に 関する 事項	敷地の位置	川越市			
	用途地域				
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 法第22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> その他()			
	指定建ぺい率	%	指定容積率	%	
	建築可能な建ぺい率	%	建築可能な容積率	%	
	敷地面積	m ²	建築物の数	棟	
	前面道路	幅員 m	接道長さ	m	
	主要用途				
	対象建築物に関する事項	増築等の工事の種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え		
増築等の工事の内容					
建築面積		対象建築物	その他の建築物	合	計
		m ²	m ²	m ²	
建ぺい率		%			
延べ面積		対象建築物	その他の建築物	合	計
		m ²	m ²	m ²	
容積率		%			
建築物の棟数		対象建築物	その他の建築物	合	計
		棟	棟	棟	
建築物の高さ等	対 象 建 築 物		対 象 建 築 物	対 象 建 築 物	
	最 高 の 高 さ		m	m	
	階 数	地 上			
		地 下			
構 造		構 造	構 造		

(第2面)

安全性に関	構造上の安全性	
-------	---------	--

する事項	防火上の安全性	
維持管理に関する事項	調査の項目及び概要	
	調査の方法及び時期	
敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項		
設計者	住所又は所在地	
	氏名 電話	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
予定工事期間	年 月 日から	年 月 日まで

備考

- 1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 対象建築物の所有者の住所及び氏名の欄は、所有者が2名以上のときは、代表となる所有者について記入し、同一様式に他の所有者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 3 指定建ぺい率の欄は、建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率を記入してください。
- 4 指定容積率の欄は、建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率を記入してください。
- 5 建築可能な建ぺい率の欄は、敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値を記入してください。
- 6 建築可能な容積率の欄は、敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値を記入してください。
- 7 安全性に関する事項の欄、維持管理に関する事項の欄及び敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項の欄は、具体的に記入してください。この場合において、これらの欄に記入することができないときは、別紙に記入してください。
- 8 設計者の欄は、設計者が2名以上のときは、代表となる設計者について記入し、同一様式に他の設計者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。

[様式第4号\(第3条、第4条、第5条関係\)](#)

様式第4号(第3条、第4条、第5条関係)

保存活用計画概要書
(第1面)

対象建築物の名称						
対象建築物の種別						
対象建築物の所有者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		電話番号				
敷地の概要	敷地の位置	川越市				
	用途地域					
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 法第22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし				
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> その他()				
	指定建ぺい率	%	指定容積率	%		
	敷地面積	m ²	建築物の数	棟		
	前面道路	幅員	m	接道長さ	m	
建築物の概要	主要用途					
	建築物の番号					
	建築物別用途					
	建築面積	建築物別	m ²	m ²	m ²	m ²
		合計				m ²
		建ぺい率	%			
	延べ面積	建築物別	m ²	m ²	m ²	m ²
		合計(容積対象)				(m ²)
		容積率	%			
	建築物の 高さ等	最高の高さ	m	m	m	m
		階数				
構造		造	造	造	造	
※登録の年月日及び番号		年	月	日	第 号	
※変更登録の年月日及び番号		年	月	日	第 号	

(第2面)

※許可の履歴	
許可の年月日	

及び番号	年 月 日 第 号	
建 築 主	住所 電話	
	氏名	
設 計 者	住所又は所在地	
	氏名 電話	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所又は所在地	
	氏名 電話	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 電話	
	氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> ()知事 許可()第 号	

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 建築物の番号の欄は、敷地内の建築物ごとに通し番号を記入してください。

[様式第5号\(第5条関係\)](#)

様式第5号(第5条関係)

変更登録申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第5条第1項の規定により、次の保存建築物に係る変更登録を申請します。

保存建築物の名称		
敷地の位置	川越市	
登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
登録事項の変更内容		
※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※変更登録番号欄
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 申請者(保存建築物の所有者)が2名以上のときは、代表となる申請者について記入し、同一様式に他の申請者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 3 代理者によって申請を行う場合は、委任状を添えてください。

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

現状変更許可申請書
(第1面)

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第7条第1項の規定により、現状変更の許可を申請します。

保存建築物の名称		
敷地の位置	川越市	
登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
保存建築物の所有者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
※受付欄	※消防関係意見聴取欄	※許可番号欄
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号

(第2面)

設計者等に関する事項

住所又は所在地

設 計 者	氏名		資格
	電話		級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	登録	級建築士事務所 知事登録第 号
	住所又は所在地		
工事監理者	氏名		資格
	電話		級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	登録	級建築士事務所 知事登録第 号
工事施工者	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
	電話		
	氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可() 第 号		
予 定 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

(第3面)

敷地及び建築物に関する事項

敷地に関する事項	敷地の位置	川越市		
	用途地域			
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 法第22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし		
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> その他()		
	指定建ぺい率	%	指定容積率	%
	建築可能な建ぺい率	%	建築可能な容積率	%
	敷地面積	m ²	建築物の数	棟
	前面道路	幅員 m	接道長さ	m
建築物に関する事項	主要用途			
	現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 保存に影響を及ぼす行為()		
	工事の具体的な内容			
	建築面積	保存建築物	その他の建築物	合計
		m ²	m ²	m ²
	建ぺい率		%	
	延べ面積	保存建築物	その他の建築物	合計
		m ²	m ²	m ²
	容積率		%	
	建築物の棟数	保存建築物	その他の建築物	合計
棟		棟	棟	
建築物の高さ等	\		保存建築物	その他の建築物
	最高の高さ		m	m
	階数	地上		
		地下		
構造		造	造	

(第4面)

建築物別概要

棟 番 号		
用 途		
現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 保存に影響を及ぼす行為()	
構 造	造	
耐 火 建 築 物 等		
建 築 物 の 高 さ 等	最 高 の 高 さ	m
	最 高 の 軒 の 高 さ	m
	階 数	地 上 地 下
床 面 積	階	
	階	
	階	
	階	
	階	
	合 計	
屋 根		
外 壁		
軒 裏		
汚 水 排 水 方 法		

(第5面)

建築物の階別概要

棟 番 号		用 途	床 面 積
階用途別床面積			m ²
			m ²
階用途別床面積			m ²
			m ²
階用途別床面積			m ²
			m ²
階用途別床面積			m ²
			m ²
階用途別床面積			m ²
			m ²
備 考			

備考

1 共通事項

該当する口には、レ印を記入してください。

2 第1面関係

- ① ※印の欄は、記入しないでください。
- ② 保存建築物の所有者の住所及び氏名の欄は、所有者が2名以上のときは、代表となる所有者について記入し、同一様式に他の所有者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。

3 第2面関係

設計者、工事監理者及び工事施工者の欄は、設計者、工事監理者又は工事施工者が2名以上のときは、代表となる設計者、工事監理者又は工事施工者について記入し、同一様式に他の設計者、工事監理者又は工事施工者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。

4 第3面関係

- ① 指定建ぺい率の欄は、建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率を記入してください。
- ② 指定容積率の欄は、建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率を記入してください。
- ③ 建築可能な建ぺい率の欄は、敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値を記入してください。
- ④ 建築可能な容積率の欄は、敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値を記入してください。

5 第4面関係

- ① この書類は、申請建築物ごとに作成してください。
- ② 棟番号の欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 耐火建築物等の欄は、建築基準法の規定による「耐火建築物」、「準耐火建築物」又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

6 第5面関係

- ① この書類は、申請建築物ごとに作成してください。
- ② 棟番号の欄は、第4面と同じ番号を記入してください。
- ③ 建築物ごとに設計者、工事監理者又は工事施工者が異なる場合は、備考欄にその氏名を記入してください。

7 代理者によって申請を行う場合は、委任状を添えてください。

様式第7号(第8条関係)

(表面)
許可通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



保存建築物の名称			
敷地の位置	川越市		
登録の年月日及び番号	年	月	日 第 号
許可の申請年月日	年	月	日
許可の年月日及び番号	年	月	日 第 号
主要用途			
現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 保存に影響を及ぼす行為()		
工事の具体的な内容			
床面積	保存対象建築物	その他の建築物	合計
	m ²	m ²	m ²
建築物の構造等	保存対象建築物		その他の建築物
	構造		構造
	階数	地上	
地下			

上記による現状変更許可申請書及び添付図書に記載の計画について、川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第7条第1項の規定により、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

(条件)

(教示) 審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟についての教示は、裏面を御覧ください。

注 この通知書は、大切に保管しておいてください。

(裏面)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[様式第8号\(第10条関係\)](#)

様式第8号(第10条関係)

登録等申請取下書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申 請 の 種 類	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更登録 <input type="checkbox"/> 許可
申 請 年 月 日	年 月 日
対 象 (保 存) 建 築 物 の 名 称	
敷 地 の 位 置	川越市
取 下 の 理 由	
※受付欄	
年 月 日 第 号	

備考

- 1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 申請者(対象建築物又は保存建築物の所有者)が2名以上のときは、代表となる申請者について記入し、同一様式に他の所有者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。

様式第9号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

完了検査申請書
(第1面)

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

工事を完了しましたので、川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第8条第1項の規定により、検査を申請します。

保存建築物の名称		
登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※受付欄	※検査欄	※計画適合通知番号欄
年 月 日 第 号	<input type="checkbox"/> 指摘事項有り () <input type="checkbox"/> 指摘事項無し	年 月 日 第 号

(第2面)

設計者等に関する事項

住所又は所在地

設 計 者	氏名	資格
	電話	級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	登録
	電話	級建築士事務所 知事登録第 号
工事監理者	住所又は所在地	
	氏名	資格
	電話	級建築士 登録第 号
	建築士事務所名	登録
	電話	級建築士事務所 知事登録第 号
工事施工者	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
	電話	
	氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可() 第 号	

(第3面)

検査を申請する建築物の概要

敷地の位置	川越市		
現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕		
	<input type="checkbox"/> 模様替え		
	<input type="checkbox"/> 保存に影響を及ぼす行為()		
工事の具体的な内容			
検査対象建築物	<input type="checkbox"/> 保存対象建築物 <input type="checkbox"/> その他の建築物		
検査対象床面積	保存対象建築物	その他の建築物	合計
	m ²	m ²	m ²
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		

備考

- 1 共通事項
該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 第1面関係
※印の欄は、記入しないでください。
- 3 第2面関係
設計者、工事監理者及び工事施工者の欄は、設計者、工事監理者又は工事施工者が2名以上のときは、代表となる設計者、工事監理者又は工事施工者について記入し、同一様式に他の設計者、工事監理者又は工事施工者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 4 代理者によって申請を行う場合は、委任状を添えてください。

様式第10号(第11条関係)

計画適合通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第8条第4項の規定による検査の結果、次の建築物に係る工事が同条例第7条第1項の許可の内容に適合していることを証明します。

保存建築物の名称					
敷地の位置		川越市			
登録の年月日及び番号		年 月 日 第 号			
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号			
検査を行った建築物の概要	主要用途				
	現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 保存に影響を及ぼす行為()			
	検査対象建築物	<input type="checkbox"/> 保存対象建築物 <input type="checkbox"/> その他の建築物			
	検査対象床面積	保存対象建築物	その他の建築物	合	計
		m ²	m ²		m ²
	申請棟数	保存対象建築物	その他の建築物	合	計
		棟	棟		棟
	建築物の構造等	構造		保存対象建築物	その他の建築物
造				造	
階数		地上			
	地下				
検査年月日		年 月 日			

注 この通知書は、大切に保管しておいてください。

[様式第11号\(第13条関係\)](#)

様式第11号(第13条関係)

所有者変更届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

保 存 建 築 物 の 名 称	
敷 地 の 位 置	川越市
登 録 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変更前の保存建築物の所有者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	電話番号
変更後の保存建築物の所有者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	電話番号
変 更 の 理 由	

備考

- 1 変更前及び変更後の保存建築物の所有者の住所及び氏名の欄は、所有者が2名以上のときは、代表となる所有者について記入し、同一様式に他の所有者について、それぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2 変更の理由の欄は、具体的に記入してください。
- 3 保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添付してください。

様式第12号(第14条関係)

様式第12号(第14条関係)

保存管理責任者選任・解任・変更届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 類	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 変更	
保 存 建 築 物 の 名 称		
敷 地 の 位 置	川越市	
登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
届出の理由が生じた日	年 月 日	
保 存 管 理 責 任 者	選任され、又は 解任された者	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 電話
		氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
	前 任 者	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 電話
		氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

備考

- 1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 保存管理責任者を変更した場合は、変更後の保存管理責任者の住所及び氏名を選任され、又は解任された者の欄に記入してください。
- 3 前任者の欄は、保存管理責任者を変更した場合にのみ記入してください。

様式第13号(第15条関係)

様式第13号(第15条関係)

氏名(名称)・住所変更届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 類	所 有 者	<input type="checkbox"/> 氏名(名称)変更	<input type="checkbox"/> 住所変更
	保存管理責任者	<input type="checkbox"/> 氏名(名称)変更	<input type="checkbox"/> 住所変更
保 存 建 築 物 の 名 称			
敷 地 の 位 置	川越市		
登 録 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
届 出 の 理 由 が 生 じ た 日	年 月 日		
変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		

備考 該当する□には、レ印を記入してください。

様式第14号(第16条関係)

維持管理記録簿
(第1面)

年 月 日作成

保存建築物の名称			
敷地の位置	川越市		
前面道路	幅員	m	接道長さ m
敷地面積	m ²		
主要用途			
建築面積	保存対象建築物	その他の建築物	合計
	m ²	m ²	m ²
延べ面積	保存対象建築物	その他の建築物	合計
	m ²	m ²	m ²
建築物の棟数	保存対象建築物	その他の建築物	合計
	棟	棟	棟
建築物の高さ等	保存対象建築物		その他の建築物
	最高の高さ		m
	階数	地上	
		地下	
構造		造	
調査者	住所又は所在地		
	氏名	資格	
	電話	登録第 級建築士号	
調査日	年 月 日		
	年 月 日		

(第2面)

調査結果

区画	調査項目	結果	掲載の扉面
----	------	----	-------

区分	調査項目	有	無	対象外
敷地	地盤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	避難通路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建築物の外部	基礎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	外壁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	軒裏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開口部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根	屋根葺き材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	屋根下地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建築物の内部	柱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	梁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	壁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	床	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	天井	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	継手・仕口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建築設備	給水設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	排水設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	電気設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	消防設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避難経路	階段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	廊下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 上記区分及び調査項目以外に調査を行った場合は、記入欄を追加して使用してください。

[様式第15号\(第17条関係\)](#)

様式第15号(第17条関係)

工事監理者・工事施工者選定届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 類	<input type="checkbox"/> 工事監理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者	
保 存 建 築 物 の 名 称		
敷 地 の 位 置	川越市	
登 録 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号
許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号
届 出 の 理 由 が 生 じ た 日	年 月 日	
工事監理者	住所又は所在地	
	氏名 電話	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工事施工者	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 電話	
	氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可() 第 号	

備考 該当する□には、レ印を記入してください。

[様式第16号\(第17条関係\)](#)

様式第16号(第17条関係)

建築主等変更届
(第1面)

(提出先)
川越市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 工事監理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者		
保 存 建 築 物 の 名 称			
敷 地 の 位 置	川越市		
登 録 の 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
届 出 の 理 由 が 生 じ た 日	年	月	日
建 築 主	変 更 前	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
		電話	
	変 更 後	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
		電話	
		氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	

(第2面)

	住所又は所在地
--	---------

工事監理者	変更前	氏名	資格
		電話	級建築士 登録第 号
		建築士事務所名	登録
		電話	級建築士事務所 知事登録第 号
	変更後	住所又は所在地	
		氏名	資格
電話		級建築士 登録第 号	
建築士事務所名		登録	
		電話	級建築士事務所 知事登録第 号
工事施工者	変更前	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
		電話	
		氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	変更後	住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
		電話	
		氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可() 第 号	

備考 該当する□には、レ印を記入してください。

[様式第17号\(第18条関係\)](#)

様式第17号(第18条関係)

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例による許可済み	
許可の年月日及び番号	
許可通知書の交付者	川越市長
建築主の氏名	
設計者の氏名	
工事施工者の氏名	
工事現場管理者の氏名	
許可の概要	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 保存に影響を及ぼす行為()

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入すること。
- 2 大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とすること。

[様式第18号\(第19条関係\)](#)

様式第18号(第19条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職・氏名
生年月日
上記の者は、川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第18条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。
年 月 日
川越市長 印

5.5センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(抄)

(立入調査等)

第十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地又は保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。